

緊急事態宣言への福島市の対応

令和2年4月18日

福島市

1. 緊急事態宣言を受け、市民の皆様に変更メッセージを送り、新型コロナウイルスの感染拡大防止について要請します。
2. 外出自粛の要請
 - ① 不要・不急の外出等は自粛いただくよう市民の皆様に要請します。
 - ② 県外の皆様には、本市への不要・不急の移動を行わないよう要請します。
3. 学校の臨時休業
 - ① 市立全小・中・特別支援学校は、臨時休業を5月6日まで延長します。
 - ② 4月22日から28日の間に、分散・時間差登校等の感染防止対策を講じたうえで、1日、登校日を設けます。
 - ③ 在宅ワークなどにより、ご家庭内での対応が可能な場合は、できる限り、学校・学童の利用を自粛いただくようお願いいたします。なお、居場所が確保できない児童の学校・学童での預かりを行います。
 - ④ 休業中の児童・生徒への学習支援を充実します。
 - ・ 教科書とワークシート・プリントを組み合わせた家庭学習
 - ・ 分散登校日に学校図書館の本を複数貸し出し、読書活動を励行
 - ・ ICT教材を活用した学習支援(福島市立学校ポータルサイトを通じたワークシート、動画配信など)
4. 幼稚園・保育所等の対応
 - ① 市立幼稚園は、4月21日～5月6日まで臨時休業とします。
預かり保育は引き続き実施します。ただし、在宅ワークなどで、ご家庭内での対応が可能な場合は、利用の自粛をお願いいたします。
 - ② 市立保育所・認定こども園については、引き続き児童の受け入れを行います。
ただし、感染のリスクを少しでも低くするため、在宅ワークなどにより、ご家庭内での対応が可能な場合は、通園の自粛をお願いいたします。
 - ③ 私立認可保育所・認定こども園等・認可外保育所についても、市立と同様の対応を要請します。(私立幼稚園については県より要請)

5. 市有施設の利用休止

- ① 公園や散策等を楽しむ屋外の施設を除き、原則として4月19日から5月6日まで利用休止とします。
- ② 屋外施設内における休憩施設や大型遊具等は、同期間利用休止とします。
- ③ 利用可能な屋外施設について、利用後の手洗いの徹底を呼び掛けます。

6. イベント等の延期・中止

- ① 延期・中止が可能な市主催のイベント等は、延期・中止とします。(ミスピースキャンペーンクルー選考会など)
- ② 集会所等におけるイベント等の開催について、改めて注意喚起します。

7. 緊急支援策第3弾のとりまとめ

- ① 緊急事態宣言の対象地域拡大を受けて、感染防止対策、市民生活支援、地域経済対策の3本を柱とする緊急支援策第3弾を早急にとりまとめます。